


所管部課	学校教育部教育指導課	部長	田村 美砂	
件名	東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について		区分	
関係事項	条例規則			
	部課機関	青少年課		
1. 要旨				
<p>東大和市立小・中学校においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年4月及び5月に臨時休業を行った。</p> <p>当該臨時休業に伴い、不足する授業時数を確保するため、令和2年度に限り、夏季休業期間の短縮及びそれに伴う学期の期間を変更するため規則の一部改正を行った。</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>付則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。</p> <p>付則第2項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、付則に次の2項を加える。</p> <p>(令和2年度における学期の特例)</p> <p>4 令和2年度における学期に限り、第3条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「8月24日」とあるのは「8月17日」と、同項第2号中「8月25日」とあるのは「8月18日」とする。</p> <p>(令和2年度における休業日の特例)</p> <p>5 令和2年度における休業日に限り、第4条第1項第1号の規定の適用については、同号中「7月21日から8月24日まで」とあるのは、「8月1日から8月17日まで」とする。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和2年6月2日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>必要な授業時数を確保することができる。</p>				
2. 経過(現時点に至るまでの経過)				
<p>令和2年5月29日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(書面会議)において、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るための方針を決定。市立小・中学校の対応として、今後の授業時間の確保を検討することを決定。</li> </ul> <p>令和2年6月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年第2回教育委員会臨時会において「東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」可決</li> <li>「東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」公布</li> </ul> <p>※文書課審査済み。</p>				
3. 留意事項(問題点等)				
4. 主管部処理案(検討結果等)				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。